

平成31年度 「スラブ・ユーラシア地域（旧ソ連・東欧）を中心とした総合的研究」に関わる「プロジェクト型」の共同研究 研究報告書

令和2年5月17日現在

研究課題名	近代南スラブ地域の法形成と法言語：『セルビア民法典(1844)』と『モンテネグロ一般財産法(1888)』の比較研究				
申請者 (代表者)	氏名		所属機関・職		
	三谷 恵子		東京大学大学院人文社会系研究科・教授		
研究構成員		氏名	所属機関・職	専門分野	役割分担
	1	三谷 恵子	東京大学大学院人文社会系研究科・教授	スラブ語史・スラブ社会言語学	研究総括
	2	葛西 康德	東京大学大学院人文社会系研究科・教授	法学・西洋古典学	研究の実施
	3	松本 英実	青山学院大学法学部・教授	比較法・法制史	研究の実施
4	野町 素己	北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター・教授	言語学	アドバイザー	

研究成果の概要

本研究は19世紀に近代国家として政治的独立を果たしたセルビアとモンテネグロにおいて、近代民法がどのように形成されたかを、法学と言語学の学際的研究として取り組むことを目的とした。セルビアではミロシュ・オブレンović時代に自治を得て1838年に憲法、1844年に民法が制定された。後者を草案したのはJ.ハジッチで、法典としての後年の評価は芳しくないが、バルカン初の実定法として一定の価値を認める研究者もいる。『モンテネグロ一般財産法』(1888)は、モンテネグロを独立国家へと導いたニコラI世の命でクロアチア出身の法学者V.ボギシッチが単独執筆したもので、慣習法に依拠した法典のユニークさゆえに国際的に注目された。この2つの民法典は、法源においては異なるが、背景となる社会情勢は似ており、ローマ法を礎とする西欧の法体系の辺境にあったこれらの地域で作られた法典を比較することは、さまざまな意義があると考えられる。

年度前半では、日本の明治民法典編纂史にも縁のあるV.ボギシッチと『モンテネグロ一般財産法』をテーマに、それぞれのアプローチから考察した。2019年11月19日には、スラブ・ユーラシア研究センターとモンテネグロ学術アカデミーの共催という形で、ポドゴリツァのモンテネグロ・アカデミーにおいて国際シンポジウムを開催した。報告者はベオグラード大学のŽ.ブユクリチ教授、ノヴィサド大学のD.ニコリチ教授、ザグレブ大学のM.ペトラク教授、モンテネグロ・アカデミーのZ.ラショヴィチ教授、学習院大学の岡孝教授、本研究グループの松本英実、葛西康德、三谷恵子であった。

本研究メンバーの、このシンポジウムでの報告は以下のとおりである。松本は、ボギシッチと明治日本との関わりについて、アーカイブ資料を用いて解明した。ボギシッチが1878年のパリ万博で松方正義と会談したことは日本でもよく知られているが、松本は、ボギシッチが松方との面談よりかなり前から日本の明治維新前の法制度に関心をもち、日本側と接触していたことを明らかに

した。モンテネグロのラショヴィチ教授も別の資料から同じ事実に至り、それを同シンポジウムで報告した。ボギシッチがどういった経緯で日本の法制度に関心をもったかが今後の課題となる。葛西は、歴史法学者としてのボギシッチを、英国の歴史法学の代表格であるサー・ヘンリー・メインとの関係という視点から論じ、メインとボギシッチが慣習法研究を軸に相互への関心と交流をもっていたことを示した。メインへの言及は19世紀のヨーロッパにおける法制史研究のネットワーク形成を明らかにするものとなった。三谷は、明治初期の箕作麟祥のフランス民法典翻訳とバルカン諸地域の19世紀法典編纂における語彙選択の問題点を典型的に論じた。ボギシッチは、法源の求め方と同じように、法用語の選択にも民衆語を優先させており、それ以前の立法者との違いは歴然としていた。

2020年3月には、セルビア民法典も視野に入れた研究会をスラブ・ユーラシア研究センターで実施する予定だったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響のため中止とした。このため本課題研究は、2つの民法典の比較には至らなかったが、西洋法文化の辺境または圏外にあった地域が近代化という課題の中で克服しなくてはならなかった様々な事象が明らかになった。なお2019年11月のシンポジウム報告はモンテネグロ・アカデミーより論集として刊行されることとなり、2020年5月現在、編集準備中である。

主な発表論文等（雑誌論文、学会発表、図書等）※謝辞の有無について明記願います。

開催したシンポジウム

International Symposium “Comparative Studies of Civil Law between Modern South Slavic Regions and Japan: Structure, Origin and Language.” Co-organized by Montenegro Academy of Sciences and Arts & Slavic-Eurasian Research Center at Hokkaido University, Nov.19, 2019（謝辞あり）

論文（刊行準備中）（謝辞あり）

Yasunori Kasai, “Henry Maine and *Ancient Law*”

Emi Matsumoto, “Bogišić and his unrewarded contribution to the modern Japanese Civil Code”

Keiko Mitani, “Formation of legal language in the nineteenth-century South Slavic lands and Japan”

当該研究活動を基に応募中の研究プロジェクト（科研費等）

科研費基盤研究C「法典化と法格言—古代法・スラヴ法・近代西洋法」

（研究代表者松本英実、研究分担者 葛西康德、三谷恵子 2020-2022年度 採択済み）

※枠を調整することは構いませんが、ページは追加しないでください。